

お知らせ

◆ 添付書類等が変更になります!!

商業登記規則の一部が改正され、登記申請の際の添付書類等が変更されますので、**平成27年2月27日以降**に登記申請書を提出される場合はご注意ください。

取締役、監査役等の就任について

- ◎ 取締役、監査役等の就任の登記（設立の登記を含む。）申請の際、**住所を記載した取締役、監査役等の就任承諾書**に加え、これに記載された取締役等の氏名と住所が確認できる**住民票又はこれに準ずる公的な証明書**の提出が必要となります。

(現行)

就任承諾書 住所 ◇◇◇◇ 氏名 ○○○○ 印



(改正後)

就任承諾書 住所 ◇◇◇◇ 氏名 ○○○○ 印



住民票

代表取締役等の辞任届について

- ◎ 代表取締役や取締役等（法務局に印鑑を提出した者）の辞任届に**実印の押印と印鑑証明書の提出**又は**当該代表取締役等が法務局に届け出ている会社の代表者の押印**が必要です。

(現行)

辞任届 氏名 ○○○○ 印



(改正後)

辞任届 氏名 ○○○○ 印 (実印)



又は

印鑑証明書 (個人)

辞任届 氏名 ○○○○ 印

法務局に届け出ている
会社の実印

役員氏名の旧姓の併記について

- ◎ 役員、清算人の就任等の登記（設立、氏の変更の登記を含む。）申請の際、戸籍の氏名に加え、婚姻前の旧姓をも記録できるよう申し出ることができるようになりました。

この登記をする場合は、**婚姻前の氏を証する書面（戸籍謄本等）**を添付する必要があります。

*現に登記されている役員については、施行日から6月以内に限り、いつでも、婚姻前の氏の記録の申出をすることができます。

(現行)

取締役	甲野 ○ ○
	平成27年3月3日就任
	平成27年3月5日登記



(改正後)

取締役	甲野 ○ ○ (乙原 ○ ○)
	平成27年3月3日就任
	平成27年3月5日登記



戸籍謄本等

熊本地方法務局法人登記部門
☎096-364-2145